

令和6年度家庭用脱炭素化設備導入補助金

【申請の手引き】



< 目次 >

1. 制度について	2
2. 補助対象事業	
3. 補助対象者	
4. 補助対象とならない場合	3
5. 補助額	
6. 事業完了日	
7. 申請の流れ	4
8. 申請方法・申請書類	5
9. 申請の受付	8
10. 補助金交付決定・補助金交付	
11. 補助金額算出例	9
12. Q&A	10
13. 記載例	15
14. チェックシート	20

<お問い合わせ>

環境部 GX推進課 いせさきGX推進係

伊勢崎市柴町954番地 清掃リサイクルセンター21 2階

電話：0270-27-5596

FAX：0270-27-5388

1. 制度について

自分が所有し、居住している住宅の屋根や敷地内に、太陽光発電設備や蓄電池を購入、P P A及びリース契約による導入をした方へ補助金を交付します。

この手引きをよく読み、対象要件、必要書類及び申請方法について確認のうえ申請してください。

2. 補助対象事業

下記のそれぞれの要件を満たす設備を、自己が所有する市内の住宅もしくは居住の用に供する住宅と同一敷地内へ、**令和6年4月1日から令和7年3月31日まで**に設置したものの。ただし、同一住宅（敷地内も含む）への設備導入について、対象となるのは設備の種類ごとに同一年度内につき1回までです。

○太陽光発電設備

- ・未使用品
- ・発電される電力が、原則、自家消費されるもの
- ・発電出力が1kW以上10kW未満のもの
- ・同じ設備に対して本市からのほかの補助金を受けていない

○蓄電池

- ・未使用品
- ・充放電を繰り返すことを前提とする据置型（定置型）のもの
- ・蓄電池からの電力が、原則、自家消費されるもの
- ・太陽光発電設備と接続されているもの
- ・蓄電容量が2kWh以上のもの
- ・同じ設備に対して本市からのほかの補助金を受けていない

3. 補助対象者

○以下のいずれにも該当する人

- ・伊勢崎市の住民基本台帳に記録されている
- ・設備を導入した住宅の所有者であり、実際に住んでいる
- ・対象設備導入のための費用を負担している（設置工事費用・サービス利用料等）
- ・市税の滞納がない

4. 補助対象とならない場合

○以下のいずれかに該当する人や事業

- ・設備を導入した住宅の所有権を有していない
- ・住民基本台帳に記録されている住所が導入した設備を使用する住宅にない人
- ・予備品の設置、修繕等を行う事業
- ・系統連系をしない事業
- ・太陽光発電設備の発電出力が増設後合計10kW以上となる事業

5. 補助額

設備の種類	補助額 ※1,000円未満切捨て
太陽光発電設備	補助対象設備導入に要した経費 補助上限額：50,000円
蓄電池	補助対象設備導入に要した経費 補助上限額：50,000円

※「導入に要した経費」とは…

【太陽光発電設備】

太陽電池モジュール、架台、インバータ・保護装置(パワーコンディショナ)、接続箱、電力計、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用

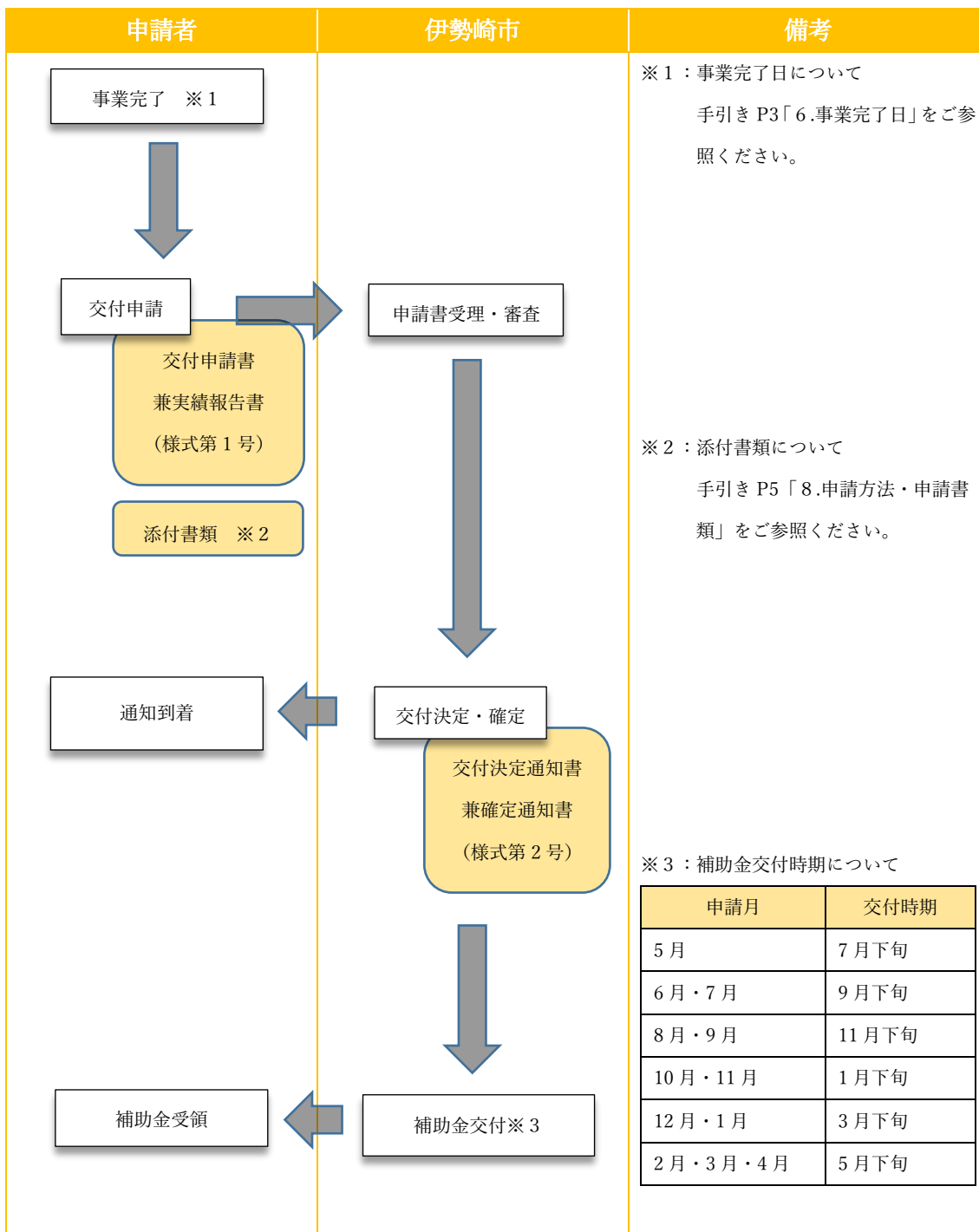
【蓄電池】

定置用(据置型)蓄電池、附属品等の購入費及び設置工事に係る費用

6. 事業完了日

設備の種類	事業完了日
太陽光発電設備	補助対象設備に係る系統連系開始日
蓄電池(購入)	補助対象設備が設置された日又は保証開始日
蓄電池(PPA)	補助対象設備に係る電力販売開始日
蓄電池(リース)	補助対象設備に係るリース開始日

7. 申請の流れ



8.申請方法・申請書類

事業完了後、補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に添付書類を添えてGX推進課へご提出ください。郵送による申請もできます。

各書類の詳細については次ページ以降をご確認ください。

	添付書類	備考
1	交付申請書兼実績報告書	様式第1号 ※P15「記載例」参照
2	住民票の写し	申請者本人のもの ※マイナンバーの記載されていないもの
3	市税等を滞納していないことを証する書類	市税の滞納がないことを確認できるもの (例)本市が発行する完納証明書、非課税証明書
4	補助対象設備を導入した住宅の所有権を有していることがわかる書類の写し	「申請者＝住宅の所有者」であることが確認できるもの (例)登記事項証明書など
5	補助対象設備導入に係る契約書等の写し	契約内容（実施内容・期間等）を確認できるもの
6	補助対象設備導入に係る事業内容のわかる書類	事業内容や導入設備が対象要件に合致しているか確認できるもの
7	補助対象設備の完成写真	導入した設備と住宅の全景がわかるもの
8	補助対象事業の支払を明らかにする書類の写し	事業に係る費用を負担していることがわかるもの (例)設置工事施工業者発行の領収書、振込通知書等の写し ※自社ローンや売電による割賦払いのような契約の場合には、その費用を負担していることがわかる書類をご用意ください。
9	領収書等内訳書	領収書等における、対象設備導入に係る費用の内訳を記入し、施工業者の証明を受けてください。施工業者が記入したもので可。
10	電力受給契約に基づく系統連系日がわかる書類	電力会社から発行される、「系統連系開始（予定）日」や「電力買取起算日」等がわかる書類 (例)東京電力パワーグリッドから発行される「購入電力量のお知らせ」や「工程照会」
11	振込先口座のわかるもの	申請者本人名義のもの（例）通帳の写し
12	委任状	申請者本人以外が窓口へお越しになる場合に必要となります。（申請者の自筆）
13	チェックシート	HPからダウンロードしてご確認ください

2. 住民票の写し

- 「申請者本人のもの（マイナンバーなし）」
 - 清掃リサイクルセンター21 内では発行できませんので、必ず事前に取得してから申請窓口へお越してください。
 - 発行窓口：伊勢崎市役所市民課（本館1階）、
各支所（赤堀・あずま・境）市民サービス課
いせさきガーデンズ行政センター、スマーク伊勢崎行政センター
コンビニ交付サービス
- 請求方法等、より詳しい内容については市HPをご確認ください。
<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/siminbu/shiminka/kiroku/5462.html>



3. 市税等を滞納していないことを証する書類

- 本市が発行する完納証明書
 - 他市町村から転入された方については、「課税実績がない」旨が記載された証明書が発行されますので、そちらをご用意ください
 - 清掃リサイクルセンター21 内では発行できませんので、必ず事前に取得してから申請窓口へお越してください
 - 発行窓口：伊勢崎市役所税総合窓口（本館1階6番窓口）、
各支所（赤堀・あずま・境）市民サービス課
いせさきガーデンズ行政センター、スマーク伊勢崎行政センター
- 請求方法等、より詳しい内容については市HPをご確認ください。
<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/shuunou/2820.html>



4. 補助対象設備を導入した住宅の所有権を有していることがわかる書類の写し

- 設備を導入した住宅の所有者がわかる書類（建物の登記事項証明書など）
- 敷地内への設置であっても、発電した電力が引き込まれている住宅の所有者がわかるものをご用意ください

5. 補助対象設備導入に係る契約書等の写し

- 設備導入について、施工会社やハウスメーカー等と契約した際の契約書
- 契約者が申請者本人のものに限る（建物購入等を含む契約書の場合は共有名義可）
- 導入方法（購入・PPA・リース）、施工期間、契約期間、契約金額等がわかるもの
- 変更契約がある場合には、原契約書の写し及び変更契約書の写しをご用意ください

6. 補助対象設備導入に係る事業内容のわかる書類

- 事業内容や導入設備が要件に合致していることが確認できるもの
- 例：機器の仕様書、機器の保証書、工事図面、配線した電力が住宅へ引き込まれていることがわかる書類

7. 補助対象設備の完成写真

- 導入した設備と住宅の全景がわかるもの
- 撮影した写真データをカラー印刷したもの（写真用紙でなくても可）

8. 補助対象事業の支払いを明らかにする書類

- 設備導入に係る支払金額がわかる領収書等
- 領収書等と併せて、「9. 領収書等内訳書」もご用意ください

9. 領収書等内訳書

- 領収書に記載されている金額に対して、補助対象設備導入に係る経費の内訳を記入し、**施工会社等の証明**を受けたもの（施工業者が記入したものでも可）
- 記載方法はP19を参照してください

10. 電力受給契約に基づく系統連系日がわかる書類

- 東京電力等、電力会社から発行される**系統連系日のわかる書類**
- (例1) Web申し込みシステム「**工程照会**」をプリントアウトしたもの
…発電者名義・発電場所・系統連系開始日・受電地点特定番号が記載されているもの
- (例2)「**購入電力量のお知らせ**」をプリントアウトしたもの
…契約名義・契約住所・設備出力・買取起算日が記載されているもの
- (例3) その他電力会社から発行される、系統連系日が確認できる書類

11. 振込先口座のわかるもの

- 口座情報のわかる書類（通帳の写し等）
- 名義が申請者**のもの

12. 委任状

- 申請者以外（施工業者等）が窓口にお越しになる場合にご用意ください
- 申請者の自筆**により作成してください（押印は任意）
- 郵送申請の場合は不要

9. 申請の受付

①受付期限

受付終了日：**令和7年4月30日（水）**

※事業完了日が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業が対象です。

※上記受付期間内であっても申請額が予算額に達した時点で受付終了となります。

令和6年度予算額：2,500万円

（内訳）太陽光発電設備 1,250万円、蓄電池 1,250万円

※受付時間は、平日午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで

（土曜・日曜・祝日を除く）

②受付窓口

環境部 GX推進課

伊勢崎市柴町954番地 清掃リサイクルセンター21 管理棟2階

※伊勢崎市役所本庁舎内ではありませんのでご注意ください。



10. 補助金交付決定・補助金交付

提出いただいた交付申請書等の審査終了後、申請者へ「補助金交付決定通知書兼交付確定通知書」をお送りします。内容をご確認いただき、お手元で保管をお願いします。

併せて、補助金振込日が記載された文書を同封いたしますので、記載されている振込予定日以降に、指定した口座に正しく振り込みがされていることをご確認ください。

振込予定日については、P4「7.申請の流れ」をご参照ください。

11. 補助金額算出例

(例1) 太陽光発電設備9kW(100万円)と蓄電池7kWh(50万円)をセットで購入。

⇒ 補助額：10万円(太陽光5万円+蓄電池5万円)

…それぞれの補助上限額を交付

(例2) 太陽光発電設備9kWをキャンペーン利用により無料で導入できた。併せて蓄電池7kWhを50万円で購入した。

⇒ 補助額：5万円(太陽光0円+蓄電池5万円)

…太陽光発電設備について費用を負担していないため、蓄電池のみ対象

(例3) ハウスメーカーのキャンペーンで太陽光発電設備と蓄電池を無料で導入できた。

⇒ 補助額：0円(太陽光0円+蓄電池0円)

…いずれの設備に対しても費用を負担していないため補助対象外

(例4) 太陽光発電設備10.5kWを100万円、蓄電池7kWhをキャンペーン利用により35,800円で購入した。

⇒ 補助額：3万5千円(太陽光0円+蓄電池3万5千円)

…太陽光が設備要件(10kW未満)を満たしていないため補助対象外。蓄電池については上限額未満のため実際の経費分のみ対象、かつ千円未満切り捨て

(例5) 太陽光発電設備9kWをPPAにより導入し、蓄電池7kWhをリースにより導入しそれぞれ月額料金を払っている。太陽光発電は月額9,000円(契約期間20年)、蓄電池は月額2,000円(契約期間5年)

⇒ 補助額：10万円(太陽光5万円+蓄電池5万円)

…PPA・リースについての導入に係った経費は「(月額利用料) × (契約月数)」で算出する。

太陽光発電：9,000円 × 240カ月 = 2,160,000円

蓄電池：2,000円 × 60カ月 = 120,000円 ※各設備上限50,000円

12. Q&A

対象期間・対象設備・対象となる住宅等について

Q1. いつ実施した事業が対象か？

A1. 事業完了日（P3「6. 事業完了日」参照）が令和6年4月1日～令和7年3月31日である事業が対象です。令和6年3月31日以前に事業完了済みであったり、令和7年4月1日以降に事業完了予定の場合には今年度の補助対象外となります。

Q2. 太陽光発電設備を設置する新築住宅も対象となるか？また事業完了日はいつか？

A2. 対象設備に対して費用を負担していることが確認できれば対象ですが、キャンペーン等、無償で太陽光発電等の設置がされている場合には対象外です。領収書や請求書等から設置に係る内訳金額がわからない場合には、別途「領収書等内訳書」を施工業者等に作成してもらい併せて提出してください。事業完了日は、系統連系開始日となります。

Q3. 太陽光発電設備及び蓄電池、もしくは太陽光発電設備のみが設置されている建売住宅を購入した場合、補助の対象となるか？またその場合の事業完了日はいつか？

A3. 対象要件を満たす場合には対象となります。事業完了日についてはP3「6. 事業完了日」をご参照ください。住宅購入以前に売主（ハウスメーカー等）により系統連系が行われており、その日付が令和6年3月31日以前の場合であっても、申請者が実際に購入し設備を利用し始めたのが対象期間内であることが書類等により確認できれば補助対象となります。

Q4. 同一敷地内に住宅が2棟ある場合（親世帯の住宅と子世帯の住宅等）、どちらの住宅も対象となるか？

A4. それぞれの住宅の所有者が異なっており、用途が分かれていることが判断できれば、それぞれの建物ごとに補助対象となります。

Q5. 店舗併用住宅への設備導入は対象となるか？

A5. 発電した電力が居住スペースにて使用されている場合には対象となります。

Q6. アパート等への設置は対象となるか？

A6. 申請者が当該アパートの一室に居住（住民登録）しているアパートの所有者であり、かつ発電された電力を原則自家消費している場合には補助の対象となります。ただし、太陽光発電設備の発電出力はアパート全体で計算し対象となるか判断する

ので、アパート全体で10kW以上の場合は対象外です。

Q7. 野立てやカーポート・倉庫の屋根へ設置する場合は対象となるか？

A7. 実際に居住している住宅と同一敷地内の建物等への設置で、かつ、発電した電力が当該住宅に引き込まれており、居住スペースにおいて自家消費されている場合は対象となります。「補助対象設備導入に係る事業内容のわかる書類」として、発電した電力が住宅に引き込まれていることがわかる図面等を提出してください。

Q8. 二世帯住宅はそれぞれの世帯から交付申請が可能か？

A8 1住宅において各設備それぞれ1回限りの申請となるため、各世帯からの申請は不可。ただし、同一敷地内に建つ2棟の住宅それぞれが補助対象設備を導入し、世帯や契約関係が全て独立していると判断できる場合にはそれぞれの世帯ごとの申請が可能です。

Q9. 住宅を2棟所有しており、それぞれに設備を導入しようと思うがそれぞれが対象となるのか？

A9. 主に居住している、どちらかの住宅のみが対象となります。

Q10. 持ち運び可能な蓄電池を購入したが、対象となるか？

A10. 対象外です。据置型・定置型のもののみ対象です。

Q11. PPAにより「蓄電池付き太陽光発電設備」を導入した。太陽光発電設備、蓄電池それぞれが対象となるのか？

A11. 太陽光発電設備及び蓄電池のそれぞれの設備に対して費用の負担がある場合には、補助対象となります。ただし無償で導入した設備は対象外となります。

申請について

Q12. 共有名義となっている住宅や土地への導入をする場合、補助金の申請者は誰か？

A12. 名義人のうち、設置工事業者等と対象設備導入に係る契約を結んだ方が申請者となります。

Q13. 郵送や電子メールでの申請でもよいか？不備があった場合は返送されるのか？

A13. 電子メールでの申請は不可ですが郵送での申請は可能です。ただし郵送にてご申請頂いた書類に不備があった場合には、訂正の為、改めて窓口へお越しいただく場合がございます。また、お送りいただいた申請書類がGX推進課に届いた時点において、受付期間を超過していたり、本制度に係る申請額が予算額に達してい

た場合には交付対象外となります。

Q14. 窓口へ行くのは代理人でもいいか？その場合の必要書類はあるか？

A14. 原則本人からの申請が必要です。やむを得ず代理の方が申請する場合には委任状の提出が必要となります。

添付書類について

Q15. 住民票は世帯全員分必要か？

A15. 申請者(=住宅の所有者)の情報が記載されているものをご用意ください。
また、マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

Q16. 他市から転入してきたが、完納証明書はどうすればよいか？

A16. 他市町村から転入した方で、証明書を申請した時点で本市の税金が課税されていない場合でも、伊勢崎市が発行する「市税等について滞納額がない証明(完納証明)」を提出してください。「証明事項」の欄に「課税実績がないこと」と記載された証明書が発行されます。証明書の発行窓口は「伊勢崎市役所税総合窓口(本館1階6番窓口)」、各支所(赤堀・あずま・境)市民サービス課、いせさきガーデンズ行政センター、スマーク伊勢崎行政センターです。

Q17. 「所有権がわかる書類の写し」とはどういった書類か？

A17. 登記事項証明書など住宅を所有していることがわかる書類をご用意ください。

Q18. 「事業内容のわかる書類」とはどういった書類か？

A18. 実施した事業、導入した設備が要件に該当するか確認できるものをご用意ください。

(例)導入方法(購入・PPA・リース)のわかるもの、太陽光パネルの発電出力がわかるもの、蓄電池の蓄電容量のわかるもの、蓄電池の保証開始日がわかるものなど

Q19. 完成写真についてはスマホで撮影したものでもよいか？

A19. 添付書類としてご提出いただきますので、プリントアウト(カラー)してお持ちください。

Q20. 太陽光発電設備付き住を建築、支払いが複数回に分かれていて(頭金→着工金→最終金等)、領収書(振込通知書含む)が複数枚出た。どれを提出すればよいか？

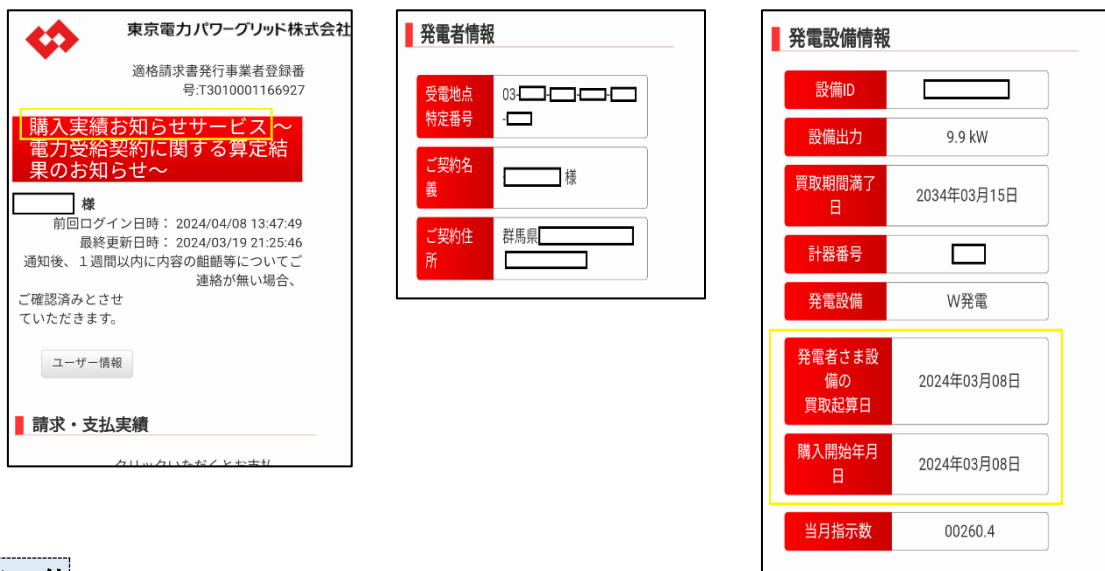
A20. 補助対象設備の支払いが含まれている部分の領収書等をご用意ください。併せて「領収書等内訳書」を販売業者等に記入してもらい提出してください。

Q21. 「系統連系日のわかる書類」とはどういったものか？

A 21. 電力会社から発行される、「系統連系日」が記載された書類をご準備ください。電力会社によっては書類の発行は行わず WEB サイト上で閲覧するようなシステムを使用しているの、その場合には画面のコピーをプリントアウトしてご準備ください。

(例)東京電力：「購入実績お知らせサービス」>「購入開始年月日」または「買取起算日」が系統連携日となります。

(参考：東京電力で契約した場合のスマホ画面)



その他

Q22. 以前伊勢崎市の太陽光発電設備導入補助金を利用して設置したが、今回の補助金は対象か？

A22. 対象設備や事業の要件を満たしている場合には対象となります。ただし増設の場合には、増設後の合計発電出力が 10kW 未満である必要があります。

Q23. 以前利用していた太陽光発電設備を、故障により 1 年前に撤去済み。今回新たに設置しようと考えているが補助金の交付対象になるか？

A 23.対象設備や事業の要件を満たしていれば対象です。

Q24. 補助金の交付を受けた後に、建物の取り壊しや売却をする必要が生じた場合はどうなるか？

A24. 取り壊しや売却する予定がある場合にはG X推進課へ連絡をお願いします。場合により補助金の返還をもとめることができます。

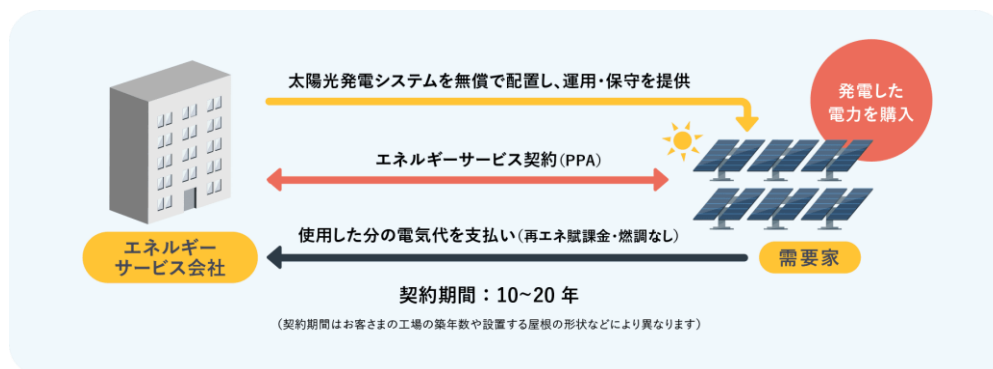
Q25. 振込先口座の名義人は誰でもいいのか？

A25. 申請者が名義人となっている口座をご用意ください。

Q26.導入方法の「リース」と「PPA」とはどのようなものか？

A26.リースとは、リース業者が保有する太陽光発電の設備を一定期間借りることで、契約者は毎月リース料金を支払うことで、太陽光パネルを使用できます。それに対してPPAとは、電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれ、住宅の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置、毎月電力使用料をPPA事業者を支払うことで、発電した電気を住居で使うことができます。

【PPAのイメージ】



(出典)「環境省 再エネスタート 再生可能エネルギー導入方法」より

導入方法	購入	PPA	リース
設置費用	あり	なし	なし
設備所有者	本人	PPA事業者	リース業者
発電した電力の所有権	本人	PPA事業者	本人
売電収入	あり	なし (PPA事業者の利益)	あり
維持・管理	本人	PPA事業者	リース契約
備考	—	契約期間中、サービス利用料が発生	契約期間中、リース利用料が発生

※上記はあくまで参考ですので、導入に当たっては実際の契約内容をよく確認してください。

13. 記載例

記載例①

様式第1号（第6号）

太陽光発電設備 9.5kW（100万円）と蓄電池 7kWh（50万円）を併せて150万円で購入

空欄でよい

年 月 日

申請者 住所 (住宅の所在地)
氏名 (住宅の所有者)

令和6年度家庭用脱炭素化設備導入補助金交付申請書兼実績報告書

令和6年度家庭用脱炭素化設備導入補助金の交付を受けたいので、伊勢崎市家庭用脱炭素化設備導入補助金交付要綱（以下「要綱」とい）**小数点以下切り捨て**、関係書類を添付して申請いたします。

「契約書」や「系統連系日のわかる書類」等を参考に記入
※P3「6.事業完了日」参照

		<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備 (発電出力: 9 kW)	<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池 (蓄電容量: 7 kWh)
		<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース
		令和6年 6月 6日	令和6年 6月 6日
		50,000 円	50,000 円
補助 申請額	合計	金 100,000 円	
導入した設備	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱第2条第1号に該当する。		
申請者	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱第3条 P20「14.チェックシート」の【対象要件確認用】を参考に、あてはまる場合には✓をしてください。		
実施した事業	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱第4条 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱第4条		
振込先 口座 情報 (注3)	金融 機関名	群馬 銀行・信用金庫 農協・信用組合 支店・出張所	
	口座 種別	普通・当座	口座番号 0123456
	口座 名義人	(フリガナ) (申請者名義)	

(注1) 補助対象設備は、別表第1の要件を全て満たすこと。

(注2) 事業完了日は、別表第2に定める日を記入すること。

(注3) 振込先口座の分かる通帳等の写しを添付又は提示すること。

記載例②

年 月 日

太陽光発電設備 9.5kW（0円：キャンペーン等）と蓄電池 7kWh（50万円）を併せて 50万円で購入

申請者 住所 **（住宅の所在地）**
氏名 **（住宅の所有者）**

令和6年度家庭用脱炭素化設備導入補助金交付申請書兼実績報告書

令和6年度家庭用脱炭素化設備導入補助金の交付を受けたいので、伊勢崎市家庭用脱炭素化設備導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請いたします。

導入した設備 (注1)	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備 (発電出力： 9 kW)	<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池 (蓄電容量： 7 kWh)
設備導入方法	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース
事業完了日 (注2)	令和6年 6月 6日	令和6年 6月 6日
補助 申請額	内訳	0 円
	合計	金 50,000 円
導入した設備	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱第2条第1号に該当する。	
申請者	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱第3条第1項に該当する。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しない。	
実施した事業	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱第4条第1項に該当する。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱第4条第2項各号のいずれにも該当しない。	
振込先 口座 情報 (注3)	金融 機関名	群馬 銀行・信用金庫 〇〇 本店・営業部 農協・信用組合 支店・出張所
	口座 種別	普通・当座 口座番号 0123456
	口座 名義人	(フリガナ) (申請者名義)

(注1) 補助対象設備は、別表第1の要件を全て満たすこと。

(注2) 事業完了日は、別表第2に定める日を記入すること。

(注3) 振込先口座の分かる通帳等の写しを添付又は提示すること。

太陽光発電設備 9.9kW をリースにより導入し、蓄電池 7.5kWh を 50 万円で購入

申請者 住所 **(住宅の所在地)**
氏名 **(住宅の所有者)**

令和6 年度家庭用脱炭素化設備導入補助金交付申請書兼実績報告書

令和6 年度家庭用脱炭素化設備導入補助金の交付を受けたいので、伊勢崎市家庭用脱炭素化設備導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請いたします。

導入した設備 (注1)	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電設備 (発電出力： 9 kW)	<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池 (蓄電容量： 7 kWh)
設備導入方法	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input checked="" type="checkbox"/> リース	<input checked="" type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> PPA <input type="checkbox"/> リース
事業完了日 (注2)	令和6年 6月 6日	令和6年 7月 1日
補助 申請額	内訳	50,000 円
	合計	金 100,000 円
導入した設備	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱第2条第1号に該当する。	
申請者	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱第3条第1項に該当する。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱第3条第2項各号のいずれにも該当しない。	
実施した事業	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱第4条第1項に該当する。 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱第4条第2項各号のいずれにも該当しない。	
振込先 口座 情報 (注3)	金融 機関名	群馬 銀行・信用金庫 〇〇 本店・営業部 農協・信用組合 支店・出張所
	口座 種別	普通・当座 口座番号 0123456
	口座 名義人	(フリガナ) (申請者名義)

(注1) 補助対象設備は、別表第1の要件を全て満たすこと。

(注2) 事業完了日は、別表第2に定める日を記入すること。

(注3) 振込先口座の分かる通帳等の写しを添付又は提示すること。

記載例

委任状

(宛先) 伊勢崎市長

代理人(窓口へ行く人)

住所 伊勢崎市柴町 954 番地

氏名 GX 太郎

連絡先 0270-27-2733

申請者との関係 長男

私は、上記の者を代理人と定め、家庭用脱炭素化設備導入補助金申請における一切の権限を委任いたします。

令和 6 年 6 月 6 日

申請者

住所 伊勢崎市今泉町二丁目 410 番地

氏名 伊勢崎 一郎

印

(押印は任意)

※申請者本人の自筆で記入願います。

記載例

領収書等内訳書

令和6年5月1日付の領収書等における伊勢崎 一郎様分の家庭用脱炭素化設備に関する内訳額は、下記のとおりです。

記

	太陽光発電設備	蓄電池
太陽電池モジュール	1,000,000 円	
蓄電池機器		500,000 円
付属機器小計	500,000 円	200,000 円
設置工事費	250,000 円	100,000 円
消費税	175,000 円	80,000 円
合計	1,925,000 円	880,000 円

上記の内容に間違いのないことを証明します。

P3「5.補助額」下部の「導入に要した経費」を参考に、記入してください。

会社名

令和6年5月10日

株式会社 ●●工務店

14. チェックシート

【必要書類確認用】

○ご準備いただく書類	
	交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
	住民票の写し ※マイナンバーの記載されていないもの
	市税等を滞納していないことを証する書類
	補助対象設備を導入した住宅の所有権を有していることがわかる書類の写し
	補助対象設備導入に係る契約書等の写し
	補助対象設備導入に係る事業内容のわかる書類の写し
	補助対象設備の完成写真
	補助対象事業の支払を明らかにする書類の写し
	領収書等内訳書
	補助対象設備に係る系統連系日がわかる書類の写し
	補助金の振込先口座のわかるもの
	委任状（申請者本人以外が窓口に行く場合）
	チェックシート

【対象要件確認用】

○導入した設備について（要綱第2条第1号関係）	
太陽光発電設備	蓄電池
未使用品である	未使用品である
発電した電力が原則自家消費される	据置型のもの
発電出力が1kW以上10kW未満	供給される電力が自家消費されるもの
同一設備に係る本市からの補助金を受けていない	同一設備に係る本市からの補助金を受けていない
	太陽光発電設備と接続し使用するもの
	蓄電容量が2kWh以上

○申請者について（要綱第3条第1項、第2項関係）	
	本市の住民基本台帳に記録されている
	対象設備を導入した住宅(既存住宅、新築住宅、建売住宅の購入等)に住んでいる
	導入した住宅の所有権を有している
	導入した設備を使用する住宅の住所が住民票に記載されている

設備導入に要する経費を負担している
市税の滞納がない

○実施した事業について(要綱第4条)

予備品の設置、修繕その他これらに類する事業ではない
設備を導入した住宅において系統連系をしている
設備を導入した住宅について、太陽光発電設備の発電出力が合計 10kW 未満である
関係法令、ガイドライン等を遵守しない事業ではない